2　法第四十四条第一項及び第二項の規定による輸入検疫証明書の交付に代えて電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。第五十四条第三項及び第五十六条において同じ。）を使用して証明の通知を行う場合の当該通知の内容は、法第四十条第一項及び第二項の検査を終了したことを証明する旨とする。

（削る）

3・4　（略）

（輸出検査の申請）

第五十一条の二　偶蹄類の動物及び馬並びにこれらの動物の精液を輸出しようとする者は、輸出の九十日前まで（これによることが困難な特別の事情があると認められる場合には、動物検疫所長が指定する日まで）に動物検疫所長に次条の輸出検査申請書を提出しなければならない。

（削る）

（輸出検査の事前通知）

第五十二条　（略）

（削る）

（輸出検疫証明書）

第五十四条　（略）

2　電子情報処理組織を使用して第五十二条の輸出検査申請書の提出をした者から輸出検疫証明書の交付の請求があつたときの当該証明書は、前項本文の規定にかかわらず、その者が別記様式第二十九号に記載すべき事項についてその者の使用に係る電子計算機から入力した事項を動物検疫所の使用に係る電子計算機から出力した書面に、家畜防疫官が法第四十五条第一項の検査を終了したことを証明する旨を記載した上、署名及び押印をすることによるものとする。

3　（略）

（削る）

（検査に基づく処置）

第五十五条　（略）

（削る）

第五十六条　（略）

（削る）

2　法第四十四条第一項及び第二項の規定による輸入検疫証明書の交付に代えて電子情報処理組織を使用して証明の通知を行う場合の当該通知の内容は、法第四十条第一項及び第二項の検査を終了したことを証明する旨とする。

3　前項の場合については、前条の規定を準用する。

4・5　（略）

（輸出検査の申請）

第五十一条の二　偶蹄類の動物及び馬並びにこれらの動物の精液を輸出しようとする者は、輸出の九十日前まで（これによることが困難な特別の事情があると認められる場合には、動物検疫所長が指定する日まで）に動物検疫所長に次条第一項の輸出検査申請書を提出しなければならない。

2　電子情報処理組織を使用して次条第一項の輸出検査申請書の提出をしようとする者については、第四十四条の二第二項の規定を準用する。

（輸出検査の事前通知）

第五十二条　（略）

2　電子情報処理組織を使用して前項の輸出検査申請書の提出をしようとする者については、第四十四条の二第二項の規定を準用する。

（輸出検疫証明書）

第五十四条　（略）

2　電子情報処理組織を使用して第五十二条第一項の輸出検査申請書の提出をした者から輸出検疫証明書の交付の請求があつたときの当該証明書は、前項本文の規定にかかわらず、その者が別記様式第二十九号に記載すべき事項についてその者の使用に係る電子計算機から入力した事項を動物検疫所の使用に係る電子計算機から出力した書面に、家畜防疫官が法第四十五条第一項の検査を終了したことを証明する旨を記載した上、署名及び押印をすることによるものとする。

3　（略）

4　前項の場合については、第五十条の二の規定を準用する。

（検査に基づく処置）

第五十五条　（略）

2　電子情報処理組織を使用して法第四十六条第一項の検査に基づく処置（法第四十条第一項又は第二項の検査を行つた場合における法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十五条、第二十六条及び第三十一条第一項の処置並びに法第四十一条の規定による検査を行つた場合における法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十五条及び第二十六条の処置に限る。）を通知する場合については、第五十条の二の規定を準用する。

第五十六条　（略）

2　電子情報処理組織を使用して前項の通知をする場合については、第五十条の二の規定を準用する。